

## 少年法「改正」法案の参議院における修正を求める会長声明

衆議院は、2007年4月19日、少年法等の一部を改正する法律案（少年法「改正」法案）について与党単独で採決を強行し参議院に送付した。当会は、2005年3月10日、「少年法等『改正』法案に対する反対声明」を出し、既に少年法「改正」法案の問題点を指摘しているが、同法案には未だ多くの問題点が残されている。

まず、本「改正」法案は、少年院収容可能年齢を「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げている。かかる引き下げは、法文上は小学生をも少年院に収容することを可能にするものであり、極めて問題である。低年齢での非行は、被虐待経験などにより、大人との信頼関係が築かれなかったことがその要因となっていることが多いことから、再非行防止策としては、集団的矯正処遇ではなく、児童自立支援施設などでの福祉・教育による「育て直し」が優先されるべきである。少年院収容の必要性・実効性の検証がなされていない以上、低年齢少年への引き下げを行うべきではない。

次に、本「改正」法案が「ぐ犯少年である疑いのある者」に対する警察官の調査権限を削除した点は評価できるものの、「触法少年の疑いのある者」に対する警察官の調査権限を残した点には問題がある。触法少年であっても、子どもの表現能力は十分でなく、特に低年齢の場合、調査に際して警察官等の誘導の影響を受けやすく、虚偽自白を引き出されるおそれが高い。これは少年の防御権を全く無視するものと言わざるを得ない。触法少年についても警察官の調査権限を削除すべきである。あるいは、少年に対する調査の全過程をビデオ録画・テープ録音するなどの可視化の法制化、弁護士の立会なども視野に入れた調査の具体的手法を記載したガイドラインの策定を行うべきである。

さらに、本「改正」法案は、保護観察中に少年が遵守事項に違反した場合に、少年を少年院に送致することを認めている。しかし、これは、少年を威嚇して遵守事項を守らせようとするにほかならず、保護司との信頼関係を基礎として少年の健全育成を図ろうとする保護観察制度の理念を後退させるものである。したがって、本規定は見直されるべきである。

以上のとおり、本「改正」法案は、少年に対する福祉・教育の重要性を著しく看過するものであり、当会は、本「改正」法案の上記問題点につき、参議院において慎重に審議がなされ適切に修正されることを強く求めるものである。

2007年（平成19年）5月17日

兵庫県弁護士会

会長 道上 明